平成 22 年 5 月 13 日

各　　位

会 社 名　エフワン株式会社
代表者名　代表取締役社長　宮﨑　國敏
(コード番号 :8128 大証第 2 部)
問合せ先　　経理部長 花田　憲一
(TEL. 06－6241－8520)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 52 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

社外取締役、社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を充分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するとともに、当該新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

２．定款変更の内容

別紙の通りであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日

以上

別紙

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現行定款	変更案
（新　設）	（社外取締役の責任限定契約） 第24条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第24条～第29条　（条文省略）	第25条～第30条　（現行どおり）
（新　設）	（社外監査役の責任限定契約） 第31条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第30条～第35条　（条文省略）	第32条～第37条　（現行どおり）

以　上